

# 債券コア・セレクション

追加型投信／内外／資産複合



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

## ■ 委託会社 (ファンドの運用の指図を行う者)

### 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第347号

設立年月日：1986年11月1日

資本金：20億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：15兆122億円

(資本金、運用純資産総額は2024年1月31日現在)

## ■ 受託会社 (ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

### 三井住友信託銀行株式会社

## ■ 照会先

 三井住友トラスト・アセットマネジメント

 ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

 フリーダイヤル：0120-668001  
(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)



#### SMTAM投信関連情報サービス

お客様が指定されたファンドに関する情報(基準価額、レポート)や投資に関するコラム等をLINEでお知らせします。

※LINEご利用設定は、お客様のご判断でお願いします。  
※サービスのご利用にあたっては、あらかじめ「SMTAM投信関連情報サービス利用規約」をご確認ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	内外	資産複合

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (注)	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	あり (フルヘッジ)

(注)投資信託証券(資産複合(債券 一般、その他資産(バンクローン))資産配分変更型)

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

ESG分類
ESG投信ではありません

この目論見書により行う債券コア・セレクションの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年4月10日に関東財務局長に提出しており、2024年4月11日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

# ✓ ファンドの目的・特色



## ファンドの目的

投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

### 1. 主として国内債券及び国内債券代替資産<sup>※1</sup>を実質的な投資対象とする投資信託証券(以下「投資対象ファンド<sup>※2</sup>」)に投資します。

- 投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- 当ファンドでは原則として為替ヘッジを行いません。ただし、実質組入外貨建資産については各投資対象ファンドにおいて原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。

※1 当ファンドにおいて「国内債券代替資産」(注)とは、対円での為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図った先進国債券、新興国債券及び貸付債権(バンクローン\*)等をいいます。

\*バンクローンとは、銀行などの金融機関が、事業拡大などのために資金調達を希望する企業などに対して行う融資(ローン)を指します。一般的に、バンクローンは投資適格未満の格付(Baa格相当未満)を有する企業への変動金利のローンです。

※2 投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「追加的記載事項」をご参照ください。なお、全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。

(注)当ファンドは国内債券だけでなく、国内債券代替資産にも実質的に投資を行います。

国内債券代替資産に含まれる先進国債券、新興国債券及びバンクローンは国内債券とリターン・リスク特性が一致するものではなく、国内債券に比べ相対的に大きな値動きとなることがあります。

なお、これら全ての国内債券代替資産に投資するものではありません。

# ✓ ファンドの目的・特色

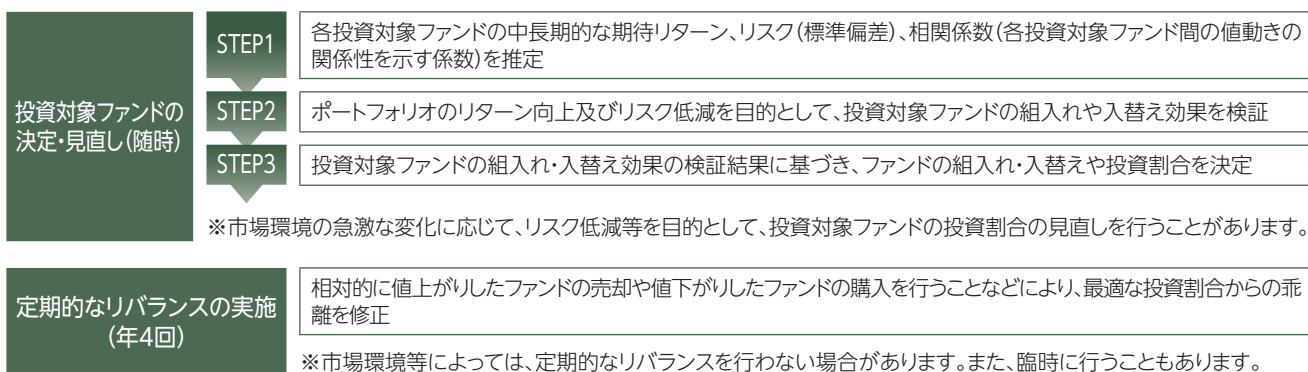
## ファンドの特色

2. 各投資対象ファンドへの投資割合については、定期的な見直しを行うほか、市場環境等に応じて調整を行います。また、各投資対象ファンドは適宜見直しを行います。

- 各投資対象ファンドへの投資割合は、各投資対象ファンドのリターン・リスク特性及び相関係数等を基に決定します。投資割合は定期的な見直しを行うほか、市場環境等に応じて調整を行います。また適宜リバランスを行います。
- 投資対象ファンドについては、各投資対象ファンドに係る定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資対象ファンドとして定められていた投資信託証券が投資対象ファンドから除外されることや新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして定められることがあります。

### ポートフォリオ構築プロセス

- 運用に当たっては三井住友信託銀行から投資助言を受けます。



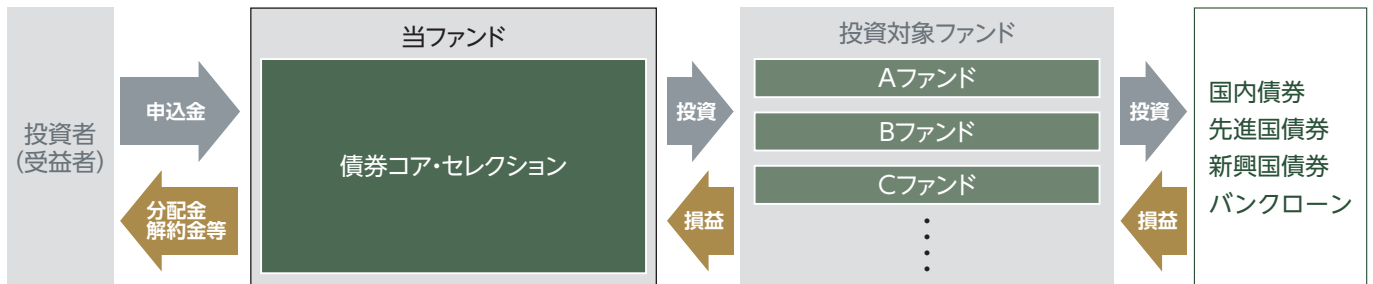
※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。



## ファンドの特色

### ファンドのしくみ

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



### ? ファンド・オブ・ファンズ方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

### 分配方針

- 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。  
ただし、分配を行わないことがあります。
  - 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

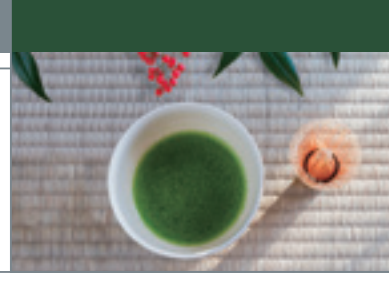
## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様には帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

金利変動リスク	債券、バンクローン等の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。なお、債券、バンクローン等が変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者等の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。加えて、物価連動債券の価格は、物価変動及び将来の物価変動に対する市場予想の変化によっても変動します。債券、バンクローン等の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産については、投資対象ファンドにおいて原則として為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があることにご留意ください。
信用リスク	有価証券等の発行体等が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。相対的に格付が低い発行体等の有価証券等に投資する際には、信用度に関するマーケットの考え方の変化の影響をより大きく受ける可能性があり、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクがより高いものになると想定されます。
流動性リスク	時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。



## その他の留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要性が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

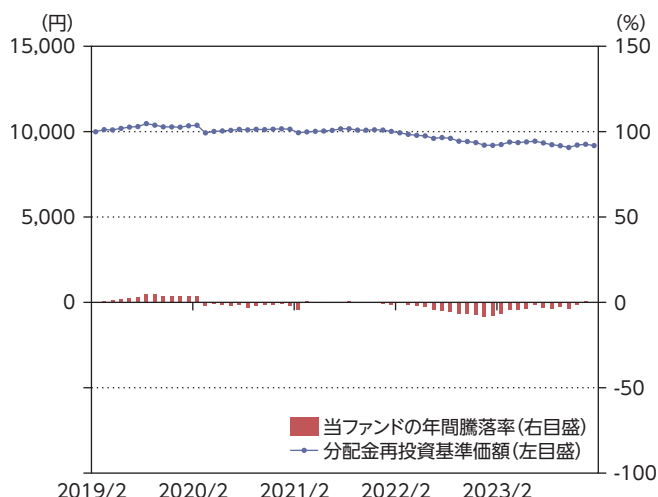
## リスクの管理体制

### 委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理(流動性リスク管理等を含む)と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

## 【参考情報】

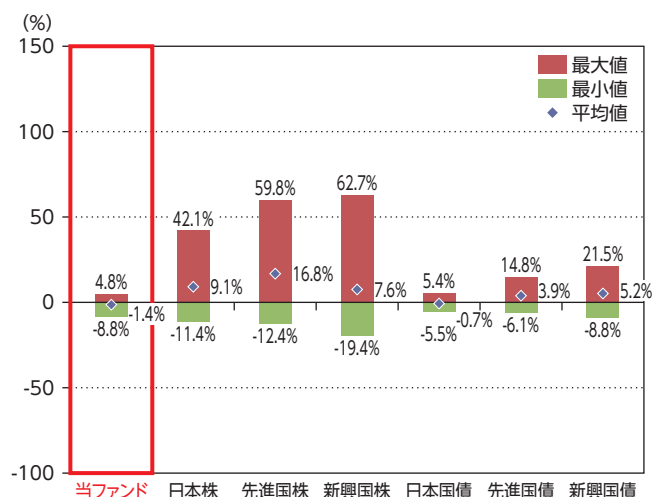
### 当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\*2019年2月～2024年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 各資産クラスの指数について

<b>日本株</b> TOPIX (東証株価指数) (配当込み)	TOPIX (東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。[配当込み]指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
<b>先進国株</b> MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
<b>新興国株</b> MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
<b>日本国債</b> NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
<b>先進国債</b> FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
<b>新興国債</b> JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・デバチファイド(円ベース)	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

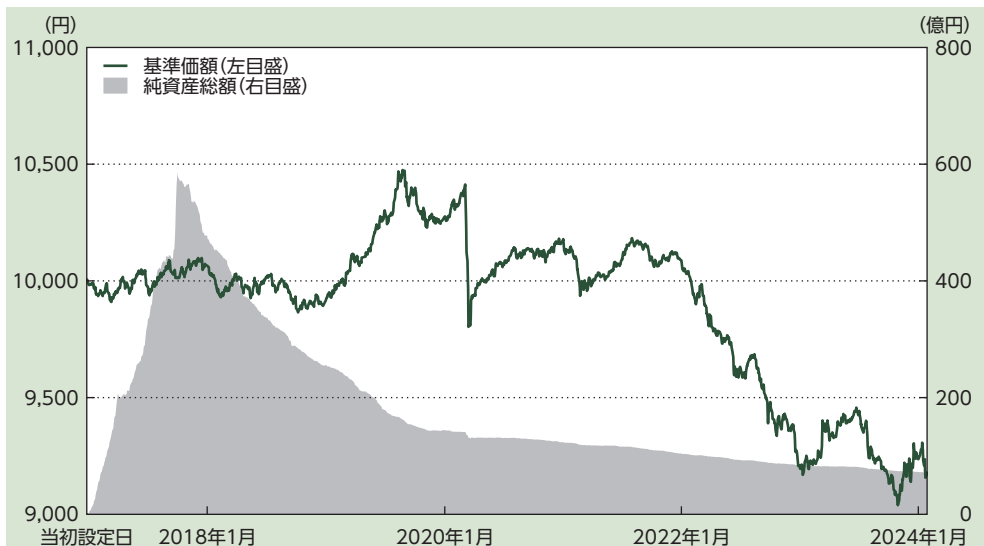


# 運用実績

当初設定日：2016年12月29日  
作成基準日：2024年1月31日



## 基準価額・純資産の推移



基準価額	9,183円
純資産総額	70.99億円

### 分配の推移 (1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2019年7月	0円
2020年7月	0円
2021年7月	0円
2022年7月	0円
2023年7月	0円
設定来 分配金合計額	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

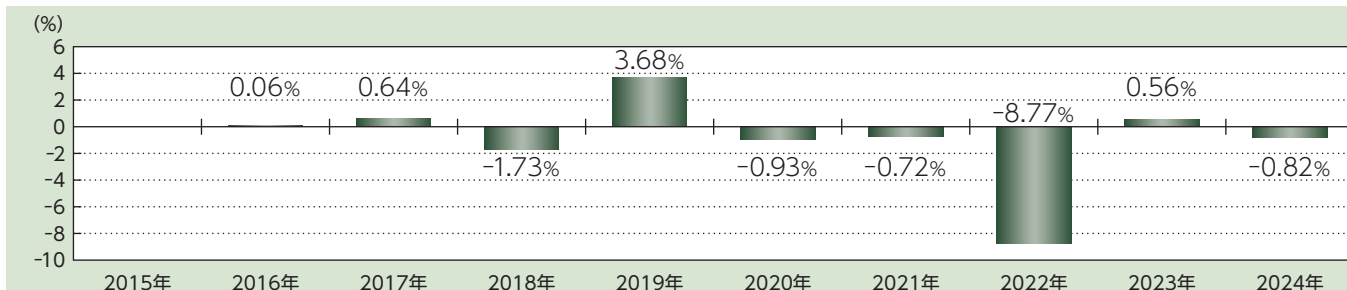
※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

## 主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
マニライフFOFs用日本債券ストラテジックファンド(適格機関投資家専用)	29.7%
SMDAM日本債券ファンド(適格機関投資家専用)	24.7%
明治安田FOFs用日本債券アクティブ戦略ファンド(適格機関投資家専用)	24.7%
ニッセイ国内債券アクティブプラス(FOFs用)(適格機関投資家専用)	19.7%
マネープールマザーファンド	0.0%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※2016年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2024年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

## 手続・手数料等

お申込みメモ	
購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。(信託財産留保額の控除はありません。)
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。
購入の申込期間	2024年4月11日から2024年10月10日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金 申込受付不可日	申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けないものとします。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行休業日 ロンドンの銀行休業日 アイルランドの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模及び商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの取消しを行うことがあります。
信託期間	原則として、2016年12月29日(設定日)から2027年7月12日までとします。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ●受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ●ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年7月10日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※上記は、2024年1月31日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。



## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用																																																																								
購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に <b>0.55% (税抜0.5%) を上限</b> として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しくは販売会社にお問い合わせください。																																																																							
信託財産留保額	<b>ありません。</b>																																																																							
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																																																																								
運用管理費用 (信託報酬)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">当ファンド</td> <td colspan="4">運用管理費用(信託報酬)は、各計算期間の開始日の属する月の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて、純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とします。信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。</td> <td>信託報酬=運用期間中の基準価額× 信託報酬率</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><b>新発10年国債利回り</b></td> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><b>主な役務</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.5%未満の場合</td> <td>0.5%以上 1%未満の場合</td> <td>1%以上 2%未満の場合</td> <td>2%以上の場合</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>年率0.44% (税抜0.4%)</td> <td>年率0.495% (税抜0.45%)</td> <td>年率0.55% (税抜0.5%)</td> <td>年率0.605% (税抜0.55%)</td> </tr> <tr> <td>支払先ごとの配分</td> <td colspan="4">年率0.187% (税抜0.17%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>委託会社</td> <td colspan="4">年率0.187% (税抜0.17%)</td> <td>委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価</td> </tr> <tr> <td></td> <td>販売会社</td> <td>年率0.22% (税抜0.2%)</td> <td>年率0.275% (税抜0.25%)</td> <td>年率0.33% (税抜0.3%)</td> <td>年率0.385% (税抜0.35%)</td> <td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受託会社</td> <td colspan="4">年率0.033% (税抜0.03%)</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> <tr> <td>投資対象とする投資信託証券</td> <td>純資産総額に対して年率0.0%～0.65%程度</td> <td>投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>実質的な負担</td> <td>適用する運用管理費用(信託報酬)によって、純資産総額に対して以下のとおりとなります。 なお、この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入れ状況等により変動します。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <tr> <td>運用管理費用(信託報酬)合計</td> <td>年率0.44%(税抜0.4%)の場合</td> <td><b>年率0.44%～1.09%程度 (税抜0.4%～1.05%程度)</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年率0.495%(税抜0.45%)の場合</td> <td><b>年率0.495%～1.145%程度(税抜0.45%～1.1%程度)</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年率0.55%(税抜0.5%)の場合</td> <td><b>年率0.55%～1.2%程度 (税抜0.5%～1.15%程度)</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年率0.605%(税抜0.55%)の場合</td> <td><b>年率0.605%～1.255%程度(税抜0.55%～1.2%程度)</b></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の費用・手数料</td> <td>有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、投資対象ファンドの売買に伴う信託財産留保額等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。その他、投資対象とする投資信託証券においては、当該投資信託証券の信託報酬とは別に、投資信託財産に関する租税や、投資信託の運営・運用等に要する諸費用が発生します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。</td> <td>有価証券の売買・保管に係る費用は、有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料 信託事務に係る諸費用は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息等 監査費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用</td> </tr> </table>	当ファンド	運用管理費用(信託報酬)は、各計算期間の開始日の属する月の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて、純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とします。信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。				信託報酬=運用期間中の基準価額× 信託報酬率	<b>新発10年国債利回り</b>				<b>主な役務</b>		0.5%未満の場合	0.5%以上 1%未満の場合	1%以上 2%未満の場合	2%以上の場合	合計	年率0.44% (税抜0.4%)	年率0.495% (税抜0.45%)	年率0.55% (税抜0.5%)	年率0.605% (税抜0.55%)	支払先ごとの配分	年率0.187% (税抜0.17%)					委託会社	年率0.187% (税抜0.17%)				委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価		販売会社	年率0.22% (税抜0.2%)	年率0.275% (税抜0.25%)	年率0.33% (税抜0.3%)	年率0.385% (税抜0.35%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価		受託会社	年率0.033% (税抜0.03%)				運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	投資対象とする投資信託証券	純資産総額に対して年率0.0%～0.65%程度	投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価	実質的な負担	適用する運用管理費用(信託報酬)によって、純資産総額に対して以下のとおりとなります。 なお、この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入れ状況等により変動します。			<table border="1"> <tr> <td>運用管理費用(信託報酬)合計</td> <td>年率0.44%(税抜0.4%)の場合</td> <td><b>年率0.44%～1.09%程度 (税抜0.4%～1.05%程度)</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年率0.495%(税抜0.45%)の場合</td> <td><b>年率0.495%～1.145%程度(税抜0.45%～1.1%程度)</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年率0.55%(税抜0.5%)の場合</td> <td><b>年率0.55%～1.2%程度 (税抜0.5%～1.15%程度)</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年率0.605%(税抜0.55%)の場合</td> <td><b>年率0.605%～1.255%程度(税抜0.55%～1.2%程度)</b></td> </tr> </table>	運用管理費用(信託報酬)合計	年率0.44%(税抜0.4%)の場合	<b>年率0.44%～1.09%程度 (税抜0.4%～1.05%程度)</b>		年率0.495%(税抜0.45%)の場合	<b>年率0.495%～1.145%程度(税抜0.45%～1.1%程度)</b>		年率0.55%(税抜0.5%)の場合	<b>年率0.55%～1.2%程度 (税抜0.5%～1.15%程度)</b>		年率0.605%(税抜0.55%)の場合	<b>年率0.605%～1.255%程度(税抜0.55%～1.2%程度)</b>		その他の費用・手数料	有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、投資対象ファンドの売買に伴う信託財産留保額等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。その他、投資対象とする投資信託証券においては、当該投資信託証券の信託報酬とは別に、投資信託財産に関する租税や、投資信託の運営・運用等に要する諸費用が発生します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。	有価証券の売買・保管に係る費用は、有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料 信託事務に係る諸費用は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息等 監査費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用
	当ファンド		運用管理費用(信託報酬)は、各計算期間の開始日の属する月の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて、純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とします。信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。				信託報酬=運用期間中の基準価額× 信託報酬率																																																																	
		<b>新発10年国債利回り</b>				<b>主な役務</b>																																																																		
		0.5%未満の場合	0.5%以上 1%未満の場合	1%以上 2%未満の場合	2%以上の場合																																																																			
	合計	年率0.44% (税抜0.4%)	年率0.495% (税抜0.45%)	年率0.55% (税抜0.5%)	年率0.605% (税抜0.55%)																																																																			
	支払先ごとの配分	年率0.187% (税抜0.17%)																																																																						
		委託会社	年率0.187% (税抜0.17%)				委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価																																																																	
		販売会社	年率0.22% (税抜0.2%)	年率0.275% (税抜0.25%)	年率0.33% (税抜0.3%)	年率0.385% (税抜0.35%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価																																																																	
		受託会社	年率0.033% (税抜0.03%)				運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価																																																																	
	投資対象とする投資信託証券	純資産総額に対して年率0.0%～0.65%程度	投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価																																																																					
実質的な負担	適用する運用管理費用(信託報酬)によって、純資産総額に対して以下のとおりとなります。 なお、この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入れ状況等により変動します。																																																																							
	<table border="1"> <tr> <td>運用管理費用(信託報酬)合計</td> <td>年率0.44%(税抜0.4%)の場合</td> <td><b>年率0.44%～1.09%程度 (税抜0.4%～1.05%程度)</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年率0.495%(税抜0.45%)の場合</td> <td><b>年率0.495%～1.145%程度(税抜0.45%～1.1%程度)</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年率0.55%(税抜0.5%)の場合</td> <td><b>年率0.55%～1.2%程度 (税抜0.5%～1.15%程度)</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年率0.605%(税抜0.55%)の場合</td> <td><b>年率0.605%～1.255%程度(税抜0.55%～1.2%程度)</b></td> </tr> </table>	運用管理費用(信託報酬)合計	年率0.44%(税抜0.4%)の場合	<b>年率0.44%～1.09%程度 (税抜0.4%～1.05%程度)</b>		年率0.495%(税抜0.45%)の場合	<b>年率0.495%～1.145%程度(税抜0.45%～1.1%程度)</b>		年率0.55%(税抜0.5%)の場合	<b>年率0.55%～1.2%程度 (税抜0.5%～1.15%程度)</b>		年率0.605%(税抜0.55%)の場合	<b>年率0.605%～1.255%程度(税抜0.55%～1.2%程度)</b>																																																											
運用管理費用(信託報酬)合計	年率0.44%(税抜0.4%)の場合	<b>年率0.44%～1.09%程度 (税抜0.4%～1.05%程度)</b>																																																																						
	年率0.495%(税抜0.45%)の場合	<b>年率0.495%～1.145%程度(税抜0.45%～1.1%程度)</b>																																																																						
	年率0.55%(税抜0.5%)の場合	<b>年率0.55%～1.2%程度 (税抜0.5%～1.15%程度)</b>																																																																						
	年率0.605%(税抜0.55%)の場合	<b>年率0.605%～1.255%程度(税抜0.55%～1.2%程度)</b>																																																																						
その他の費用・手数料	有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、投資対象ファンドの売買に伴う信託財産留保額等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。その他、投資対象とする投資信託証券においては、当該投資信託証券の信託報酬とは別に、投資信託財産に関する租税や、投資信託の運営・運用等に要する諸費用が発生します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。	有価証券の売買・保管に係る費用は、有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料 信託事務に係る諸費用は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息等 監査費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用																																																																						

※投資助言会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬の中から支払うものとし、その額は、ファンドの純資産総額に年率0.05%(税抜0.05%)を乗じて得たものとします。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

## 〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は2024年1月31日現在のものです。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの経費率(投資先ファンドの運用管理費用以外の費用を除く。)

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの経費率は以下の通りです。

経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.60%	0.44%	0.16%

※対象期間は2022年7月12日～2023年7月10日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※投資先ファンドについては、入手し得る情報を基に記載しています。

※投資先ファンドにかかる運用管理費用は、その他費用に含まれています。なお、運用管理費用以外の費用がある場合がありますが、上記には含まれていません。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 追加的記載事項



投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。

●全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。

以下の内容は2024年1月31日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

なお、投資対象ファンドの運用会社より確認した情報をもとにしており、記載している定義は、当該ファンドに限定されます。

投資対象ファンド	運用会社	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
国内債券インデックス マザーファンド	三井住友トラスト・ アセットマネジメント 株式会社	わが国の公社債	この投資信託は、わが国の公社債を中心に投資を行い、NOMURA-BPI総合 <sup>*1</sup> と連動する投資成果を目標として運用を行います。
マニユライフFOFs用 日本債券ストラテジックファンド (適格機関投資家専用)	マニユライフ・ インベストメント・ マネジメント 株式会社	わが国の公社債	ユーロ円債を含む円建て公社債のうち、主として投資適格債券に実質的に投資することによって、中長期的にNOMURA-BPI総合 <sup>*1</sup> を上回る運用を目指し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
明治安田FOFs用 日本債券アクティブ戦略ファンド (適格機関投資家専用)	明治安田 アセットマネジメント 株式会社	邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等	この投資信託は、ベンチマークであるNOMURA-BPI総合 <sup>*2</sup> を中長期的に上回る投資成果を目指し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
ニッセイ国内債券 アクティブプラス(FOFs用) (適格機関投資家専用)	ニッセイ アセットマネジメント 株式会社	内外の公社債及び 内外の国債先物取引 や円金利スワップ等の デリバティブ取引	この投資信託は、主として内外の公社債への投資を行うとともに、内外の国債先物取引や円金利スワップ等のデリバティブ取引を活用することで、ベンチマークであるNOMURA-BPI(総合)指数 <sup>*3</sup> を中長期的に上回る投資成果の獲得をめざします。
SMDAM日本債券ファンド (適格機関投資家専用)	三井住友DSアセット マネジメント 株式会社	わが国の公社債	この投資信託は、デュレーション・コントロールを重視したアクティブ運用により中長期的にNOMURA-BPI総合指数 <sup>*4</sup> を上回る投資成果を目指して運用を行います。
マネープール マザーファンド	三井住友トラスト・ アセットマネジメント 株式会社	わが国の公社債等	この投資信託は、わが国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

## 追加的記載事項

- ※1「NOMURA-BPI総合」とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- ※2「NOMURA-BPI総合」は、日本国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。
- ※3「NOMURA-BPI(総合)指数」とは、日本国内で発行される公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数であり、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切の責任を負うものではありません。
- ※4「NOMURA-BPI総合指数」とは野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する日本の債券市場の動向を的確に表すための市場指数です。日本の債券市場のベンチマークに多く利用されています。NOMURA-BPI総合指数に関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

# <メモ>

